

第2章 計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制

困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、困難女性支援法及び基本方針等においては、県、市町村、女性相談支援センター等、関係機関、民間団体それぞれの役割が次のとおり規定され、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが求められています。

1 県と市町村の役割

(1) 県の役割

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たすものとして、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開すること
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援者の活動の連携及び調整を図ること
- ・ 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備すること
- ・ 困難な問題を抱える女性に早期に円滑、かつ、適切な支援を行うため、関係機関等で組織する支援調整会議を設置すること
- ・ 広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うこと
- ・ 女性相談支援員の未配置市町村を把握し、配置を働きかけること
- ・ 女性相談支援センターと連携し、女性相談にあたる職員や相談員への研修を実施し、資質向上に努めること

(2) 市町村の役割

- ・ 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすこと
- ・ 困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する

こと

- ・ 庁内での情報連携のための会議の開催等の工夫に努めること
- ・ 支援対象者への支援方針の決定が円滑に行われるよう、関係機関等で組織する支援調整会議の設置に努めること
- ・ 必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関等に繋ぎ、かつ、繋いだ先の県や他の市町村等と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮を行うこと
- ・ 市町村基本計画の策定に努めること⁶
- ・ 女性相談支援員の配置に努めること
- ・ 当該市町村内における、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うこと

⁶ 市町村基本計画の策定：基本方針では、政策的に関連の深い他の計画（DV防止法に規定する市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画等）と一体のものとして策定することができる。その際は、困難女性支援法第3条第3号に定める基本理念の趣旨に従い、基本方針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要とされている。

2 支援に関わる関係機関の役割

(1) 女性相談支援センターの役割

旧売春防止法に基づく「婦人相談所」が前身となります。

困難女性支援法では、都道府県は女性相談支援センターを設置しなければならないとされています。

女性相談支援センターには、支援対象者が抱えている問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメント⁷を踏まえ、本人の意思を最大限に尊重しながら、その時点において最適と考えられる支援を検討、決定し、実施することが求められています。

また、女性相談支援センターは市町村の女性相談支援員とも連携を図りながら、女性支援の中核的な役割を担うことが求められています。

《女性相談支援センターの主な業務》

- ・ 支援対象者の立場に立った相談対応や、相談を行う機関を紹介すること
- ・ 支援対象者及び同伴家族の緊急時等における安全の確保及び一時保護を行うこと
- ・ 上記、一時保護に当たり、支援対象者が児童を同伴する場合には、当該児童への学習に関する支援を行うこと
- ・ 支援対象者及び同伴家族の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等を行うこと
- ・ 一時保護の実施に当たっては、支援対象者及び同伴家族の状況に応じて、一時保護委託も含めた柔軟な対応に配慮すること
- ・ 支援対象者及び同伴家族が自立して生活することを促進するための就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと
- ・ 支援対象者及び同伴家族が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと
- ・ 県内の関係機関と連携して支援を行うためのリーダーシップ機能を果たすこと

なお、島根県女性相談センター（以下「女性相談センター」という。）では、法令等による次の機能を果たしています。

ア 女性相談支援センター

上記、困難女性支援法に基づく業務を行うこと

⁷ アセスメント：相談者から丁寧に、家族の状況や関係性、本人の障がいやメンタルの状況、ネガティブな感情や行動、相談歴、緊急度、本人の意向等を聞き取り、望ましい支援制度などを含めた見立てを行うこと。また、本人の困難な状況の変化や、支援の段階において適宜、評価を行い、適切な見直しを図ることも必要となる。

ストーカー規制法に基づくストーカー被害者の保護及び人身取引対策行動計画に基づく人身取引被害者の保護にかかる協力を行うこと

イ 配偶者暴力相談支援センター

DV防止法の規定に基づき、DV被害者（男性被害者を含む。）からの相談・保護等の支援を行うこと

《配偶者暴力相談支援センターの主な業務》

- ・ DVに関する相談や相談機関の紹介
- ・ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ・ カウンセリング
- ・ 自立して生活することを促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

ウ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター⁸

性暴力に特化したワンストップ支援センターとして、性暴力被害者への相談・支援を実施すること

※島根県では、女性相談センターの中に、性暴力被害者支援センターたんぼぼを設置して、支援を行っています。

《性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主な業務》

- ・ 性暴力被害者専用の相談ダイヤル
- ・ 相談内容や被害状況に応じた緊急の医療受診
- ・ 警察への相談・通報、同行支援
- ・ 心理的な支援（臨床心理士によるカウンセリング）
- ・ 法的な支援（弁護士による法律相談）

(2) 女性相談支援員の役割

旧売春防止法に基づく「婦人相談員」が前身となります。

困難女性支援法では、都道府県は女性相談支援員を置くものとし、市町村に対しては、女性相談支援員配置の努力義務が示されました。

⁸ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター：性犯罪・性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援（医療的支援、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的として、各都道府県に設置された。なお、令和4（2022）年に制定された性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特別等に関する法律（令和4年法律第78号。いわゆるAV出演被害防止・救済法）の相談機関とされている。

《女性相談支援員の業務》

- ・ 丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて、関係機関との連絡調整を行うこと
- ・ 都道府県の女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性への支援の中核を果たす機関に属する者として、支援対象者にとって適切な生活の場で適切な支援が受けられるよう、支援対象者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行うこと

また、生活の場となる施設の目的、役割及び支援の内容について支援対象者に説明した上で、本人の同意を得て一時保護や女性自立支援施設等の利用の調整を行うこと

- ・ 市町村の女性相談支援員は、最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、各種手続や福祉サービスの調整等のコーディネーター及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援に繋げる役割を有し、継続した支援を行うこと

(3) 民間団体等の役割

困難な問題を抱える女性に対しては、独自の支援を実施している民間団体等の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等が、支援を進める上で重要となります。

困難女性支援法第13条及び基本方針においては、都道府県が民間団体の自主性を尊重しつつ、対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら困難な問題を抱える女性の発見・支援を行うことや、市町村が民間団体と協働した支援ができる旨が規定されています。

《都道府県と民間団体との協働による支援の例》

- ・ 訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援やアウトリーチによる早期発見、女性相談支援センターや児童相談所、医療機関や警察等支援に関係する機関への同行支援、一時保護の受託、地域における生活再建等の自立支援など、各団体の特色を生かした活動により、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施

(4) その他関係機関の役割

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障がい、住居問題など多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であり、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数あると想定されます。また、女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもあります。

そのため、支援対象者が、早期に適切な支援を受けていくためには、地方公共団体相互間の緊密な連携を図っていくとともに、下記の各種関係機関の間で十分な連携を図られるよう配慮をしていく必要があります。

※困難な問題を抱える女性への支援を進める上で日常的に十分な連携が求められる関係機関の例示

分野	想定される代表的な関係機関
都道府県 市町村	児童相談所、福祉事務所、女性支援担当部署、障がい保健福祉部局、高齢者福祉部局、母子福祉支援部局、男女共同参画主管部局等
児童福祉、 母子福祉関係	児童福祉施設、母子生活支援施設 等
警察・司法関係	都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士 等
教育関係	学校、保育所、幼稚園、教育委員会 等
保健医療関係	保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、医師、看護師、保健師、助産師 等
就労支援関係	職業紹介機関、職業訓練機関 等
女性支援関係	配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター 等
民間団体	困難な問題を抱える女性を支援する民間支援団体 等
社会福祉関係	社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、障がいに係る相談支援事業所、その他社会福祉サービス関係者等
外国人支援団体	しまね国際センター 等
地域の人材等	民生委員、児童委員、保護司、人権擁護委員等